

長崎市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和3年3月26日

長崎市監査委員	三	井	敏	弘
同	三	谷	利	博
同	西	田	実	伸
同	山	口	政	嘉

令和2年度

監査報告

財務監査(定期監査)及び行政監査

秘書広報部

市民健康部

文化観光部

まちづくり部

建築部

中央総合事務所

北総合事務所

教育総務部

学校教育部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第2 監査の対象

部局名	所属名
秘書広報部	広報戦略室、国際課
市民健康部	小口診療所
文化観光部	観光政策課、交流戦略推進室、交流拠点施設整備室、観光推進課、出島復元整備室、旧居留地私学歴史資料館、べっ甲工芸館、古写真資料館、埋蔵資料館、しまの宿五平太、端島見学施設、亀山社中記念館、伊王島ふれあい広場
まちづくり部	都市計画課、長崎駅周辺整備室、まちなか事業推進室、景観推進室、東長崎土地区画整理事務所
建築部	住宅課、建築課、設備課、建築指導課
中央総合事務所	総務課、地域福祉課、地域整備1課、地域整備2課、地域支援室、小ヶ倉地域センター、小櫛地域センター、西浦上地域センター、福田地域センター
北総合事務所	地域福祉課、地域整備課、琴海地域センター、池島開発総合センター、池島中央会館、池島東浴場、池島港浴場、琴海北部研修センター、琴海活性化センター
教育総務部	福田地区公民館、琴海文化センター、琴海南部文化センター
学校教育部	神浦・黒崎学校給食共同調理場、池島学校給食共同調理場

第3 監査の範囲

令和元年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務を対象として、次の3点を重点項目とした。

1 重点項目

- (1) 収入事務 使用料及び手数料に係る一連の事務手続き
- (2) 支出事務 負担金、補助金及び交付金に係る一連の事務手続き
必要に応じてその他の科目も抽出
- (3) 現金等管理事務 現金関係等の管理・保管状況

第4 監査の期間

令和2年9月4日から令和3年3月19日まで

第5 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 収入事務
 - ア 調定事務 使用許可等の手続き、減免の取扱い、調定の手続き
 - イ 収納事務 納入の通知、収納状況の管理、督促及び滞納整理

- ウ 現金取扱事務 収入金等の管理、現金領収証書の取扱い
- (2) 支出事務 補助金等の支出手続き、補助金交付要綱の整備状況
- (3) 現金等管理事務 つり銭、切手及び IC カード等の管理・保管状況

第6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。また、現金等管理事務については現地調査を行った。

第7 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、おおむね適正なものと認められたが、一部において、次のとおり是正及び改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

指摘事項（法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適当と認めたもの）

1 収入事務について

- (1) 自動車の臨時運行許可証等の交付について [都市計画課]

道路運送車両法に基づく自動車の臨時運行に係る許可事務については、長崎市組織規則第7条において都市計画課の分掌事務と規定されているが、各地域センターが受付、許可証等の交付までを行い、交付後に申請書類を都市計画課に送付し、都市計画課で決裁を行っている。自動車の臨時運行許可に係る決裁について、許可証等の交付前に都市計画課において適正に行われたい。

また、同法第35条第6項に定められた期日を過ぎた返納日を記載した許可証を発行している事例が見受けられた。同法第108条には返納が遅れた場合の罰則規定があるため、誤りがないうように適正な事務処理を行われたい。

- (2) 長崎市高島港ターミナルの港湾施設使用料に係る督促状の未発送について

[都市計画課]

長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例第2条第1項により、使用料等を納期限までに納付しない者に対しては、納期限後30日以内に督促状を発しなければならないと規定されているが、これを行っていない。

督促状の発送は債権管理の前提となる重要な行為であるため、条例の規定に基づき督促状を発し、適切な債権管理を行われたい。

(3) 神ノ浦港及び池島港における港湾施設の車両通過料に係る消費税の取り扱いについて [都市計画課]

長崎県からの権限移譲により徴収する長崎県港湾管理条例第13条第1項に規定する港湾施設の車両通過料について、消費税法の一部改正に伴い、同条例が改正され令和元年10月1日から施行されているが、市が消費税の取り扱いについて誤認していたため、改正前の額で長崎県へ徴収実績の報告及び納付を行っていた。適正な事務処理を行われたい。